説一切有部におけるanuśaya・kleśa・paryavasthānaの関係 ----『倶舎論』「随眠品」を中心として----

タン ソウチャイ

I. はじめに

『俱舎論』「随眠品」は,随眠(anuśaya)・煩悩(kleśa)・纏(paryavasthāna)と随煩悩(upakleśa) との関係について,二箇所で論述する.同品では,まず,随眠が心相応なのか,心不相応なのかを議論する箇所において,「随眠・煩悩・纏の関係」が取り上げられている¹.次に,随煩悩を定義する箇所において,「随煩悩・煩悩・纏の関係」が取り上げられる².これに対して,『品類足論』では,後者を述べる際に,煩悩は随眠と入れ替わっているので,「随煩悩・随眠・纏」の関係が言及されていることになる.

まず,第一の記述箇所に基づく先行研究は,説一切有部の教義において,随眠・煩悩・纏は,全て同義語であると認めている³. また,西村[1990]は,「煩悩」と「随眠」とは,あらゆる染汚法を総称する場合と,貪・瞋・痴・慢・疑・見のみを指す場合があると考えている⁴.

一方、後者の「随煩悩・煩悩・纏の関係」について、研究者達の見解は分かれている。

まず、桜部建氏は、説一切有部の教学では、随眠に摂せられない諸煩悩法を、随眠すなわち煩悩(kleśa)とは別に随煩悩(upakleśa)の名の下に摂していると考えている。また、随煩悩をただ煩悩以外の染汚の心所法となし、それを煩悩(六随眠)と相対させて、根本煩悩・枝末煩悩という関係にあるとしばしば理解されているが、説一切有部の煩悩論全体の上から考えても、必ずしもそのように理解しないでよいと主張している。更に、その後、他の著作で、氏は、『俱舎論』では、随煩悩は、煩悩(即ち六随眠)と、それ以外の汚れた心作用であって行蘊に含まれるものとの両者、を意味するから、随煩悩のほうが意味が広く、煩悩をもその中に含めていると、実質的に修正している。

一方,この視点とは異なって,池田練太郎氏は,世親は随煩悩と煩悩(または随眠)とを性質の異なる法として,より一層対立するように印象づけている,と主張する⁷. 同氏は他の論文でも,『俱舎論』「随眠品」においては六随眠が最も根本的な煩悩法,また,それに対して随煩悩が二次的な煩悩法として説かれている,と述べている⁸. 更に,同氏はまた,次のようにも説明する.纏は随煩悩に他ならない.そして随煩悩は,随眠から生じる,いわば第二次的な煩悩法である.それ故,随眠は根本となる煩悩であり,随煩悩はそれから生じて表面上に現れる,いわゆる現行の煩悩である,と⁹.

以上の研究成果から見ると、前者の「随眠・煩悩・纏の関係」について、それらは、全て同義語であるという点で解釈が一致するため、再検討の余地はないようにも思われる.しかし、前者の成果は、後者の「随煩悩・煩悩・纏の関係」に適用されると、煩悩は纏であるとされるため、『品類足論』ないし『倶舎論』における随煩悩に関する定義に不都合が生じることになる.従って、「随眠・煩悩・纏の関係」と「随煩悩・煩悩・纏の関係」を考

察する際には、従来論じられてきた煩悩と随眠、及び煩悩と随煩悩の関係に留まらず、両記述の中の纏の異同についても検討する必要があると考える。ただし、紙数の関係で、本論考では、その中の「随眠・煩悩・纏の関係」についてのみ考察を行い、他方の「随煩悩・煩悩・纏の関係」については別稿に譲りたい¹⁰.

従来の研究成果によると,原始仏教(阿含・二カーヤ)において,煩悩(kilesa)とは,心を染汚するもの,または,心を悩ますもの,または,智慧を劣ったものとするものである.その煩悩(kilesa)の同義語として,nivaraṇa,āvaraṇa,akusalamūla,mala,nigha,aggi,khila,bandhana,saṃyojana,yoga,gantha,ogha,anusaya,āsava,salla,esanā,macchariya,upādāna,jatā,upakilesa,pariyuṭṭhāna等が使われている¹¹.このように,そもそも,anuśaya・kleśa・paryavasthāna・upakleśaは単なる同義語に過ぎなかった.

ところが、それらの意味が、説一切有部の教義においては、大きく変化してきた、特に、随眠については、経典に説かれている七随眠に基づいて、六随眠説・十随眠説・九十八随眠説が成立した。その成立過程とその語の語源的な意味については、勝れた研究成果があるので¹²、ここでは論じない。本論考では、前述の二箇所に使われているanuśaya・kleśa・paryavasthānaの概念と説一切有部の論書における「纏」の変化に着目しながら、それら三者の関係を明らかにしたい。

II. 『倶舎論』「随眠品」におけるanuśaya・kleśa・paryavasthāna

『俱舎論』「随眠品」において,六随眠(貪随眠・瞋随眠・慢随眠・無明随眠・見随眠・ 疑随眠)は,貪随眠を,欲貪随眠と有貪随眠との二種類に分けることで,経典では,七随 眠として述べられていることを説明した直後に,その随眠の複合語解釈が取り上げられる. 各派には,複合語解釈の違いに応じて,煩悩と随眠は同体または別体なのか,随眠は心相 応または心不相応なのか,という教義の違いが生じた.

従って、この論議は、あくまでも随眠は心相応行なのか、不相応行なのかという文脈の中に登場するものである.この論点に関しては、加藤純章氏の勝れた研究成果がある¹³.そこで本論考ではこの論議に示されている「anuśaya・kleśa・paryavasthānaの関係」について考察を進めることにする.

- まず、kāmarāgānuśaya(欲貪随眠)を例にすると、その議論の展開は、
 - ①karmadhāraya解釈で,kāmarāgānuśayaとはkāmarāgaがそのままanuśayaなのか,或いは,
 - ②ṣaṣṭhītatpuruṣa解釈で、kāmarāgānuśayaとはkāmarāgaのanuśayaなのか、

という複合語解釈から始まった.その両者の内で,karmadhāraya解釈を採用すると,kāmarāga という煩悩はanuśayaと別体ではなく,同性質のものとなる.従って,煩悩は心相応法であるので,anuśayaもまた心相応法に他ならないことになる.次に,もしṣaṣṭhītatpuruṣa解釈を採用すると,kāmarāgaという煩悩はanuśayaとは別体となる.そうすると,随眠は,心と離れた(=心不相応な)ものであることになってしまう(viprayuktānuśaya-prasanga, P 278.5).

以上の両解釈いずれも問題であるのは、前者は経典と、後者はアビダルマ論書と、矛盾 することになるからである.即ち、経典において、 この世で、或る者は、欲貪に纏われた(kāmarāga-paryavasthita)心をもって、長く住むことはない. 貪欲纏 (kāmarāga-paryavasthāna、欲貪という纏い)が生じているにもかかわらず、後に [そこ (欲貪纏) から] 離れ出ることを、彼は正しく知る。彼にとって、その欲貪纏は、力ずくで正しく完全に滅せられ、随眠と共に断たれる¹⁴. と述べられているからである.

この経典において、欲貪という纏いは「随眠と共に断たれる」と言われ、欲貪という煩悩法は随眠とは別体であるとされる。従って、karmadhāraya解釈を採用する者は、この経典記述と矛盾することになる。

一方,論書において,次のように述べられている.

欲貪随眠は,三つの感覚機能(喜・楽・捨)と結びついている(=相応する)¹⁵.この引用文に従うなら,随眠は心相応法であるので,未来心相応法である欲貪という煩悩に共通する.従って,sasthītatpuruṣa解釈を採用すると,この論書の記述と矛盾することになる.

各学派は以上のように,回避困難な矛盾を抱えるいずれかの立場に置かれているが,それぞれ自分の立場を守るために,矛盾回避のための説明を示している.

まず,説一切有部は,煩悩を心相応法と考えているので,karmadhāraya解釈を採用する. そして矛盾を避けるため,次のような説明がなされる.

矛盾はない.「随眠と共に」というのは,「[煩悩の]連続(随縛)¹⁶と共に」という意味[だから]である.或いは,「随眠」という言葉は,経典では,二次的に,「得」を意味して[用いられて]いる.それは例えば「火は苦だ」¹⁷[で「火」が二次的に「苦」を意味している]のと同じである¹⁸.

一方,アビダルマにおいては,「随眠」という言葉は,特質に基づくもの(lakṣanika) 19 であり,ほかならぬ煩悩のみを意味する,(=「随眠」という言葉は,定義上,煩悩のみを意味して [用いられて] いる).それゆえ,諸随眠は常に [心と] 結びついている(心相応行である) 20 .

また,説一切有部は,諸随眠は,①心を悩ますから,②覆うから,③善と矛盾するから, という三つの理由で,心相応法であると判断した.即ち,随眠が心不相応行であるなら, 随眠は心と関係なく常に現前することになり,善は獲得されることもないはずだが,経典 において,

また,この世において,善が獲得されるので,諸随眠は[心から]離れてはいない(心不相応ではない)」と[言われている]²¹.

という経証があるので、随眠は心相応行であると考えている.

以上の説一切有部の解釈によれば、「欲貪纏は、随眠と共に断たれる(sānuśayaṃ prahīyate)」というのは、欲貪そのものだけが断たれるのではなくて、欲貪の連続(随縛)、

または、欲貪の [新たな] 獲得 (得) が共に断たれる、という意味になる、以上の説明により、随眠とは、煩悩の随縛でもあり、煩悩の得でもあることになる 22 .

しかし一方でまた,先のアビダルマに関する議論の中では,説一切有部の学説において,随眠という語は,ほかならぬ煩悩を意味するとも述べられている.残念ながら,随眠という語を定義する際に,随眠とは煩悩であるという言明はどこにも見あたらないが,『倶舎論』「随眠品」における随眠に関する議論から見ると,この学説の随眠とは基本的に煩悩に他ならない.随眠が煩悩であるということは,この学派の随眠説に欠かせない定義であると言える.

このように、説一切有部は先の経典を説明する際と、自学派の随眠説を示す場合とで、 随眠の意味を分けて扱う。また、後者の説明によれば、随眠とは煩悩であって、煩悩とは 心を悩ます全ての染汚法であるが、『倶舎論』「随眠品」において六ないし九十八随眠のみ を随眠の実体として述べていることから見ると、説一切有部の随眠は、元来全ての染汚法 を意味していたとは考えられない。しかし、単なる九十八随眠のみでは、経典において世 尊が説いた全ての煩悩法を包摂することができないこともあって、説一切有部は、一方で、 随眠とは全ての染汚法を意味するとする立場に追い詰められることになる。この点につい ては後に譲る。

ところでまた、上述の議論では、纏について、直接には、随眠・煩悩との関係は示されていないとはいえ、欲貪纏とは欲貪であり纏である同一の実体を指し、また、欲貪は煩悩の筆頭であるので、纏もまた煩悩であることが含意されていることになる。すると、前者の経典解釈用と、後者の自学派随眠説用における随眠と煩悩(=纏)との関係は、それぞれ別体と同体であり、以下のように図示することができる。

図①. 煩悩(=纏)と随眠の別体関係

図②煩悩(=纏)と随眠の同体関係

可能性① 煩悩 (=纏)

|煩悩(=纏)の随縛=随眠|

随眠(=纏)=煩悩

可能性② 煩悩 (=纏)

|煩悩(=纏)の得=随眠

一方,大衆部 23 は, \mathfrak{sast} hītatpuru \mathfrak{sa} 解釈の立場を取って,煩悩は心相応行であるが,随眠は心不相応行であるとする.また,大衆部は,有部が随眠を心相応行とする三つの根拠,即ち,①心を悩ますから,②覆うから,③善と矛盾するから,ということは,心相応行である煩悩によるのであって,随眠によるのではないと反論した 24 .その主張を図にすると,次の通りである.

図③. 煩悩(=纏)と随眠の別体関係

煩悩 (=纏)

随眠

(心相応)

(心不相応)

他方,経量部は,şaṣṭhītatpuruṣa解釈の立場を取るにもかかわらず,その随眠は心相応行

でもなく、心不相応行でもないとする. というのも、眠った煩悩が随眠(anuśaya)と言われ、起きた煩悩が纏(paryavasthāna)と言われるからである 25 .

皿.『順正理論』・Sphuṭārthāにおけるanuśaya・kleśa・paryavasthāna

「欲貪纏は随眠と共に断たれる」に関する議論は,『順正理論』にも見られる.衆賢によると,上座(=経量部の祖師シュリーラータ)²⁶は,説一切有部による説明である「随眠とは煩悩の得である」に対して,そのような経証はない,また,得(*prāpti)という法は実在していないと批判する,という²⁷. いっぽう衆賢は,経量部による説明である「随眠とは随界(*anudhātu)である.この随界とは眠っている煩悩である.それも,また煩悩とは別個の実在ではない」という主張に対して,「随眠とは随界である」というような経証はない,と反論する²⁸. また,実在の問題について,自学派の見解の方が勝れていると主張する.なぜなら,「随眠と共に断たれる」と経典において説かれているからである.即ち,彼によると,「実在しないものを実在と共に断じることはありえないので,随眠は必ず実在物であるので,得という実在物を離れて,何が随眠であるものと呼ばれ,纏が断たれる時に,共に断たれるのか」と反論する²⁹. 言い換えると,経量部が認める非実在の随眠,即ち煩悩随界は,煩悩と共に断たれることはできない,という.

また、「随眠とは煩悩の得である」と確かに経典においては述べられていないが、しかし、「七随眠がある」とのみ世尊が説かれているにもかかわらず、ある経典³0において、随眠そのものではないもの(色)が随眠と呼ばれることがあるので、煩悩の得は、随眠そのものではなくても、随眠と呼ばれることに何の過失もないと主張している³1. 言い換えると、説一切有部の教義において、随眠とは、煩悩の得ではなくて、纏であるが、しかし、「随眠と共に断たれる」と説明する際に、随眠ではない煩悩の得が随眠と呼ばれることは、過失を持たない、それは、例えば、色は随眠ではないのに、随眠と呼ばれるのと同様である、という.

更に、上座(シュリーラータ)は、貪等は随眠ではないと主張しているにもかかわらず、ある経典³²が「貪・瞋・痴及び三結を断じる」と述べていることを説明する際に、彼は、その経典の内容について、「その[経典における] 貪等はそのまま随眠である」と説明している.この説明は自己矛盾の過失をもたらすと衆賢は指摘する³³.

一方,「随眠と共に断たれる」(sānuśayaṃ prahīyate)とは,「随縛と共に断たれる」(sānubandhaṃ prahīyate)の意味であるという,『倶舎論』において記述されている説一切有部の見解について,『順正理論』は,上座(シュリーラータ)からの批判を記述していない.衆賢は,『倶舎論』に述べられている説をそのまま採用し,その随縛として,八品の修所断煩悩を断じた時に,未だ断じていない一品の随眠は未だ随増することができることを例として挙げている³⁴.また,次の経典によって随眠とは随縛であることを証明する.

如契經説:「於此所生無量種類惡不善法,無餘永滅,并隨縛斷」,此意亦顯「并隨眠滅」。 是故,隨眠即欲貪等,非隨界等。其理善成³⁵。

一方,前述した三学派の主張について,ヤショーミトラは次のようにまとめる.

ヴァイバーシカの教義によれば、纏がそのまま随眠である。犢子部の教義によれば、 得が随眠である.経量部の教義によれば、種子が [随眠] である³⁶.

この中の説一切有部の主張は、まさに自学派随眠説に適用する随眠の意味と言える.ここから、説一切有部の教義では、随眠・纏・煩悩を同義語と見なしていると言える.

また, 同論書では, 次の註釈が見られる.

《「随眠と共に」とは「随縛と共に」という意味である》ということは、欲貪の随縛が「随眠」という語をもって説かれたのである。更に、連続(随縛)とは、他の煩悩の生起を後押しするものとして存続することである。或いは、「随眠」とは、引き続き働くことである。「随眠と共に断たれる」とは、[欲貪等の] 煩悩が再び生じない、という意味である³⁷.

《或いは,「随眠」という言葉は,経典では,二次的に [「得」を意味している] のである》.「比喩的用法の上に生じるもの」が「二次的な意味を持つもの」である.何に対して,二次的な意味を持つのか,というなら,答える.得に対してである.「随眠」という語は一次的な用法では纏を意味して用いる.しかし,「比喩的に」は,「得」を [意味する]. それ(得)は,随眠の原因であるからである³⁸.

このように、『倶舎論』に従って、*Sphuṭārthā*は、経典における随眠の意味は煩悩の随縛、または、煩悩の得であると解釈しながら、自学派の随眠の一次的な意味はあくまでも煩悩を意味するに他ならないという.

しかし、『俱舎論』でも、また*Sphuṭārthā*でも、経典解釈用の随眠の意味は、前述した経典以外に、どんな経典に適用できるのかについては言及されていない。それがもとで、他の経典における随眠という語の意味を煩悩の得と他学派が解釈し、批判を引き起こすことになった。その困惑ぶりは『順正理論』において示されている。

由此已遣於因假立。謂經但説「有隨眠」言,寧知説因非隨眠體?又,隨眠體爾時無故,不應於「有」立「非有」名,故知「隨眠」即「欲貪」等。於自相續隨增眠故。然我今釋『大母經』³⁹中,「欲貪隨眠」即「欲貪體」,非此意辯諸「隨眠得」。欲貪隨眠所隨增者是「隨縛」義⁴⁰。

佛觀有情意樂差別,於諸煩惱立種種名,如一「欲貪」説名欲漏、欲取、欲扼、欲貪隨 眠、欲瀑流、貪欲蓋、愛結等種種名⁴¹。

このように、同じく随眠とされるものについて、時には煩悩法そのものであり、時には随眠の得であると述べられている.

以上の考察によれば,説一切有部の教義では,経典解釈用と自学派随眠説用に,随眠と

いう語の意味が使い分けられている.前者の場合,随眠とは煩悩 (=纏) の随縛と,煩悩 の得とを意味している.後者の場合,煩悩・随眠・纏は同義語であると見なされる.しか し,前者の経典解釈用の使用範囲が示されていないため経典解読に困難を生じたことが,『順正理論』に示されている.

ところで、以上の議論では、説一切有部に特有の八纏または十纏との関係は全く言及されていない。従って、纏と八纏または十纏との異同は、説一切有部の教義の背景にある前提になっていると思われるので、以下では、説一切有部の教義における纏全般の用い方を考察してみたい。

Ⅳ. 説一切有部における纏の概念

『法蘊足論』から『大毘婆沙論』に至るまで、『識身足論』を除いた論書において、「纏」 の用法には、二つの共通用法が見られる.まず、

①煩悩そのものを指す. それは, 例えば次のようである.

「貪火」云何?答:……又,由「貪愛纒」爲緣故,長夜領受不可愛、不可樂、不可欣、 不可意異熟果,是謂「貪火」。

「瞋火」云何?答:……又,由「瞋恚纒」爲緣故,長夜領受不可愛、不可樂、不可欣、 不可意異熟果,是謂「瞋火」。

「癡火」云何?答:……又,由「愚癡纒」爲緣故,長夜領受不可愛、不可樂、不可欣、 不可意異熟果,是謂「癡火」⁴²。

この用法では、「纏」という語は単に煩悩そのものを指すと思われる.この「纏」の意味は、『品類足論』の次の定義通りである.

「煩惱法」云何?謂若法是纒。(『品類足論』26,715c,16)

「纒法」云何?謂若法是煩惱。(『品類足論』26,715c,21)

「非纒法」云何?謂若法非煩惱。(『品類足論』26,715c,21-22)

②「結・縛・随眠・随煩悩・纏」という形で述べられる. それは,例えば次のようである. 問:何故名「力」?答:以因此力,依此力,住此力,能斷、能碎、能破一切結、縛、隨眠、隨煩惱、纏,故名爲「力」⁴³。

この句の意味や定義等については、『集異門足論』では全く言及されていないが、『法蘊 足論』では、それらは「法処」の一部と見なされていることが分かる⁴⁴. しかし、結・縛・ 随眠・随煩悩・纏は、それぞれ単に煩悩の同義語として使われているかどうか、これら両 論だけからは判断できない.一方、『識身足論』では、過去・現在・未来における諸法の性 質を観じることから過去・現在・未来の諸法を実在としてあると論証する際に、その諸法 の性質は、善・不善の分類の他に、「結・縛・随眠・随煩悩・纏・所棄・所捨・所断・遍知」 またはそれらの逆によって分類される⁴⁵. その分類から見ると、結・縛・随眠・随煩悩・纏 は同義語ではないことが分かるが、しかし、これ以上の意味確認は困難である.

そして、『品類足論』に至ると、同じその句は、心所法の一部分として述べられ、それぞ

れの分類または定義が説かれている.その句の内,まず,結とは九結,即ち愛結・恚結・慢結・無明結・見結・取結・疑結・嫉結・慳結である.また,その九結の内,慢結とは七種類の慢,即ち慢、過慢、慢過慢、我慢、増上慢、卑慢、邪慢であり,見結とは有身見・辺執見・邪見であり,取結とは見取・戒禁取である.(大正26,693a,27-693b,27)

次に,縛とは貪縛・瞋縛・痴縛という三縛である.(大正26,693b,27-28)

また、随眠とは、七随眠、即ち欲貪随眠・有貪随眠・瞋随眠・慢随眠・無明随眠・見随眠・疑随眠である。また、それらの随眠は三界・五種類の断・細分種類(見を有身見・辺執見・邪見・見取・戒禁見の五つに細分すること)によって区別されることも述べられている。(大正26、693b、28-693c、18)

更に,説一切有部の随煩悩の定義と,纏の分類が初めて記述されている. それらの記述は,次のようである.

「隨煩惱」云何?謂諸「隨眠」亦名「隨煩惱」。有「隨煩惱」不名「隨眠」,謂除隨眠,諸餘染汚行蘊心所。(大正26,693c,18-20)

「纒」有八種,謂?沈、掉舉、睡眠、惡作、嫉、慳、無慚、無愧。(大正26,693c,20-21) このように,『品類足論』の解釈によれば,結・縛・随眠・随煩悩・纏は,煩悩一般を指す のではなく,それぞれに固有の定義があるという⁴⁶.

また,『発智論』は,纏については言及していないが,『大毘婆沙論』は,初めて十纏説に言及している.即ち,十纏とは,上述した八纏に,忿(krodha)と覆(mrakṣa)を加えたものである 47 .また,それら十は,随眠から生じるとも示されている 48 .

そして、その後、『品類足論』「弁五事品」で初めて述べられた八纏説は、『阿毘曇心論』・『阿毘曇心論経』に継承される⁴⁹.一方、『大毘婆沙論』で初めて述べられた十纏説は、『雑阿毘曇心論』・『阿毘曇甘露味論』・『入阿毘達磨論』に継承される⁵⁰.

その内,まず,『阿毘曇甘露味論』では,「十小煩悩」とは纏であると述べられている⁵¹. そして,『阿毘曇心論』では,纏の分類を述べるために,八纏を述べるのではなく,随煩悩を説明するために,その八を述べている.そして,同じその八は纏であると明言した.ここで,初めて纏と随煩悩との関係が明確に結ばれた.また,それら纏は随眠から生じるものであることも示されている.この記述は『阿毘曇心論経』にそのまま継承される.『雑阿毘曇心論』では,『阿毘曇心論』・『阿毘曇心論経』に述べられた八纏が十纏とされた以外,他の内容はその両論書と同様である⁵². また,八纏説が了承していることを示すように,「ある者は忿・覆が随眠を本質とするとし,纏が八つあると考えている」⁵³と述べている.

このように、それら論書時代を経て、八纏説と十纏説が生まれ、また、纏とは「十小煩悩」であるという説と、随煩悩であるという説が生まれた.

そして、『倶舎論』に至ると、ヴァスバンドゥは両説の勝劣について論評することなく、八纏も十纏も纏として取り上げた.この扱い方は『順正理論』・『顕宗論』にも見られる⁵⁴.しかし、これら『倶舎論』・『順正理論』・『顕宗論』の論書時代には、纏は随煩悩の同義語ではなく、随煩悩の一種類となった.これは随煩悩に対する定義が違った結果であると思われる⁵⁵.

ところで、それら十纏と煩悩とはどのような関係にあるのか。それについては、『俱舎論』 において、随煩悩の定義が述べられた直後と、八纏・十纏が説明される直前に、次のよう にはっきりと示されている。

煩悩も纏である. なぜなら、「欲貪という纏を縁とする苦 [を感受する]」と、スートラにおいて述べられているからである 56 .

ほぼ一致する文章が『順正理論』・『顕宗論』にも見られる.

論曰:根本煩惱亦名爲纒,經説:「欲貪纒爲縁」故。若異此者,貪等云何可得名爲圓滿 煩惱?

然諸論者離諸隨眠,就勝説纒或八或十。謂『品類足』説有八纒。毘婆沙宗説纒有十。 即於前八更加忿、覆。如是十種繫縛含識,置生死獄,故名爲「纒」。

或十爲因起諸惡行,令拘惡趣,故名爲纒57。

『順正理論』・『顕宗論』によれば,煩悩の特質を完全に備えているもののみが煩悩(=随眠=根本煩悩)にしてまた随煩悩とも呼ばれ,煩悩の特質を完全に備えていないものは随煩悩とのみ呼ばれる⁵⁸. そして,欲貪は煩悩の特質を完全に備えている煩悩法であると考えられている以上,欲貪纏(欲貪という纏い)とは,欲貪であり纏である同一実体を指しているので,その同一実体こそが,煩悩の特質を完全に備えているものになる.逆に,その同一実体が,煩悩の特質を完全に備えているものでないなら,その欲貪というものは,煩悩とは言えなくなる.なぜなら,煩悩の特質を完全に備えていないものは煩悩ではなく,随煩悩であるからである.それ故,煩悩(=随眠=根本煩悩)も纏であると言われている.

ところで,説一切有部の八纏・十纏は,根本煩悩に含まれない,完全な煩悩の特質を備えていないものであるので,衆賢は,それは,説一切有部の諸論者が特別の意味で,纏を,八または十と説いたとする.その八または十を纏と名付けたのは,それらが有情を生死に繋ぐ,または,それらが諸悪行を生じさせて有情を悪趣に結びつけるからである.

また、*Sphuṭārthā*にも『倶舎論』が述べている経証が見られる.しかし、その経証を挙げる目的は異なる.その文脈は次のようである.

《更に、それらの同じ随眠は、[結ないし] 纏(paryavasthāna)の区別によって、五種類に細分して説かれた》と [ある].《それらの同じ随眠》とは、[三] 漏等(=四縛流・四軛・四取)の区別によって四種類として説かれたものである。[それらは、] 経典とアビダルマにおいて、《結(saṃyojana)・縛(bandhana)・随眠(anuśaya)・随煩悩(upakleśa)・纏(paryavasthāna)の区別によって、更に、五種類に細分して説かれた》。

【反論】しかし,随眠に含まれていない無慚等という纏が提示されているのに, どうして「随眠とは纏である」と言われるのか.

【答】確かにそれ(随眠)とは別の[諸々の纏がある]. しかし,[随眠とは]別でないもの(=随眠と同じもの)も認められる. なぜなら,[次のように]言うであろうから.「煩悩も纏である. なぜなら,『欲貪という纏を縁とする苦[を感受する]』とスートラにおいて述べられているからである」と59.

以上の議論は、結論から言うと、随眠とは、煩悩であり、纏であると主張するものであるが、その議論の発端は、説一切有部の九十八随眠説に、八または十纏が含まれていないために、経典またはアビダルマが説く煩悩法を摂することができないことにある⁶⁰. その解決法として、説一切有部は、随眠とは煩悩でもあり、纏でもあるというように随眠の意味を拡大した. この措置により、随眠も纏も、全ての染汚法を意味するようになった.

更に、『順正理論』・『顕宗論』において、随煩悩を定義する箇所に、

それゆえ、諸煩悩は結・縛・随眠・随煩悩・纏の意味を持つと言われる⁶¹.

と述べられていることも,同じく随眠と纏とが全ての染汚法を意味することを指している. 以上の記述から見ると,説一切有部に特有の八または十纏説は,従来の纏を煩悩とする 経典の定義に適用すると,不適切となることが明白である.この不都合を避けるため,纏 とは煩悩であるという経典の定義そのものは固持することになった.このように,説一切 有部においては,一方で八纏ないし十纏という新しい纏の説が成立したとはいえ,経典と 矛盾することを怖れて、せっかくの新説も中途半端に終わったと言えよう.

V. 結論

説一切有部の教義における随眠説から見ると,随眠とは六随眠ないし九十八随眠にほかならない.しかし,同学派の論書では,それと異なる意味を持つ随眠が見られる.まず,大きく分けるなら,随眠とは,自学派の六ないし九十八随眠と,経典に説かれる全ての煩悩法を包摂するものである.しかし,前者の適用は更に限定づけられることになった.両者について次のように纏めることができる.

①随眠が、心相応行法であることを主張する際に、「煩悩は随眠と共に断たれる」という経典の言葉との矛盾を回避するために、説一切有部は、一方で、随眠を、煩悩の随縛または煩悩の得であるとの説明を与えるに至った。しかし、他方でまたこの説明は、本来の六随眠ないし九十八随眠説に適用するには無理があるので、同派は、随眠の定義上の意味であるとして、随眠とは煩悩であり、纏であるとする立場を保持した。このように、説一切有部の論書では、同じ随眠の語が経典解釈用と自学派本来の随眠説用の区別により使い分けられる結果となった。しかしながら、その経典解釈用の「随眠」の定義の適用範囲が示されないため、随眠の意味に関する困惑が生じていた。この点は、『順正理論』に顕著である。②単なる九十八随眠では、経典に説かれる全ての煩悩法を包摂することができないため、経典の煩悩法を広く包摂するために、随眠は、全ての染汚法を意味することになった。

一方、従来の経典または初期の説一切有部の論書では、纏という語は、単なる煩悩法を指すものとして使われていた.しかし、『品類足論』に八纏が登場して以来、説一切有部に特有の「纏」の説が成立した.それは、後の『大毘婆沙論』では、十纏となった.両説は、二つの論書の流れの中で継承されていったが、『倶舎論』以降、両説は並列して説かれるようになった.ただし、この新たな纏の説は、時と共に、十小煩悩法、随煩悩、或いはまた随煩悩の一部を意味するとされ、厳密に規定されることになったが、従来の煩悩法を纏とする経典と矛盾することを怖れたこともあって、新説は、旧説を越えた独創的な意義を持

つ説へと展開することはなかった.

以上のように、説一切有部の教義では、煩悩・随眠・纏は同義語であるという立場を保持しながらも、随眠は、煩悩の随縛ないし煩悩の得を意味するという解釈が並存した。また纏についても、煩悩(=随眠)と同義であるという立場を固持すると共に、時代が下がるにつれて、それは、十小煩悩法、随煩悩、随煩悩の一部を意味するという限定された用法が生まれるに至ったのである。

〈略号及び使用テクスト〉

- Cd Zhen Di's Chinese translation of the *Abhidharmakośabhāṣya* (真諦訳『俱舎論』,大正29, No. 1559).
- Cz Xuan Zang's Chinese translation of the *Abhidharmakośabhāṣya* (玄奘訳『俱舎論』,大正 29, No. 1558).
- D Swāmī Dwārikādās Śastri ed., Abhidharmakośa & bhāṣyam of Vasubandhu with Sphuṭārthā Commentary of Ācārya Yaśomitra. Varanasi: Bauddha Bharati, 1987. (D refers only to the portion of the Abhidharmakośa & bhāṣya).
- G V. V. Gokhale ed., "The Text of the Abhidharmakośakārikā of Vasubandhu",

 Journal of the Bombay Branch of the Royal Asiatic Society, Vol. 22, 73-102, 1946.
- Ms Photographic reproduction of the manuscript of the *Abhidharmakośabhāṣya* photographed by Rāhula Sānkṛtyāyana discovered in Nor Monastry.
- P. Pradhan ed., *Abhidharmakośabhāṣya of Vasubandhu*, Patna: K. P. Jayaswal Reseach Institute, 1975 (2nd edition).
- Td Tibetan translation of the Abhidharmakośabhāsya (sDe dge edition, Tohoku 4090).
- Tp Tibetan translation of the Abhidharmakośabhāsya (Peking edition, Otani 5591).
- Yd See D. (Yd refers only to the portion of the Sphuṭārthā).
- Yw U. Wogihara ed., *Sphuṭārthā Abhidharmakośavyākhyā*, Tokyo: Sankibo Buddhist Book Store, 1989 (3rd edition).

(注記)

¹ P 277.19-279.4.

² P 312.4-314.3.

³ 三友健容 [1973] 36(L); 西村実則 [1974] 151; 佐々木現順[1975] 121.

一方,野口真戒氏は,同記述に基づいて,前三論文とは異なって,煩悩と随眠との関係のみを考察する.その結果でも,説一切有部では煩悩と随眠とは全く同一のものだと氏は考えている.(野口真戒[1986] 41)

⁴ 西村実則[1990] 268, 274.

⁵ 桜部建[1955] 28-29.

⁶ 桜部建 [1996] 141.

- ⁷ 池田練太郎[1979] 131-132.
- 8 池田練太郎 [1980] 210.
- ⁹ 池田練成[1980] 48-49(L).
- 10 タンソウチャイ[2001].
- 11 桜部建[1955] 28-29; 中村了権[1969] 173-174; 西村実則[2000] 118; 池田練成[1980] 39(L).
- 12 桜部建[1955],池田練成[1980],加藤純章 [1990]を参照.
- 13 加藤純章[1990].
- "ihaikatyo na kāmarāga-paryavasthitena cetasā bahulam viharati / utpannasya kāmarāga-paryavasthānasyottara-nihsaranam(D, Yw, Yd; paryavasthānasyottari-nihsaranam P; paryavasthānasyottari-nihsaharanam Ms) yathābhūtam prajānāti / tasya tat-kāmarāga-paryavasthānam sthāmaśah samyaktva-samavahatam sānuśayam prahīyata" iti / (P 278.2-4)
- この引用文の出典は、MN I *Mahā-mālunkya-sutta* (434.19-22)であるが、対応する漢訳である『中阿含経』第205経「五下分結經」(大正1,779b,13-15)には、sānuśayaṃ prahīyateの訳文が見あたらない。
- 15 "kāma-rāgānuśayas tribhir indriyaih saṃprayukta" iti / (P 278.5-6) 第六愛身及欲 [貪]、有貪、慢隨眠三根(與喜、樂、捨)相應,除苦、憂根。(『発智論』 大正26,931b,10-11).「如本論説欲貪随眠與喜、樂、捨三根相應。」(『俱舎論記』(普光著) 大正41,292a,12-13).
- anubandhaḥ punaḥ kleśāntarasyotpadānukūlyenāvasthānaṃ / anuvṛttir vānuśayaḥ / sānuśayaṃ prahīyate / na punar anuvartate saṃkleśa ity arthaḥ / (Yw 443.9)(更に,連続(随縛)とは,他の煩悩の生起を後押しするものとして存続することである.或いは,「随眠」とは,引き続き働くことである.「随眠と共に断たれる」とは,煩悩が再び続いて生じることはないという意味である.
- 「毘婆沙師通經。經言「并隨眠斷」者,不但斷貪欲體,并貪相應、所縁隨縛亦斷故。」(『俱舎論記』(普光著)大正41,292a,19-21).
- ¹⁷ 如火等中立苦等想。(『俱舎論』(玄奘訳) 29, 98c, 21).
- nāsti virodhaḥ / sānuśayaṃ sānubandham ity arthaḥ / aupacāriko vā sūtre 'nuśaya-śabdaḥ prāptau / yathā duḥkho 'gnir iti / (P 278.7-8)
- 「或經於「得」假説「隨眠」,不但斷「貪」,并「貪得」亦斷。「得」非隨眠,生隨眠故,假 説「隨眠」。猶如火等能生苦等故,於火等中立苦等名。」(『俱舎論記』(普光著)大正41,292a,24-27).
- ¹⁹ ヤショーミトラは,この「特質に基づくもの(lākṣaṇika)」という語について次のように解 釈している.
- 《特質に基づくもの(lākṣaṇika)》とは、特質において生じるもの、或いは、特質によって明らかになるものである. (lakṣane bhavo lakṣaṇena vā dīpyati *lākṣaṇikaḥ* / (Yw 443.15).
- 20 lākṣaṇikas tv abhidharme kleśa evānuśaya-śabdaḥ / tasmāt saṃprayuktā(Ms, D, Yw, Yd; saṃyuktā P) evānuśayāh / (P 278.8-9). また、注30を参照。
- ²¹ "kuśalasya copalambhād aviprayuktā ihānuśayāḥ(Ms, D, Yw, Yd; atha ihānuśayāḥ P)" iti / (P 278.15-16).
- ²² 『品類足論』以来,随眠とは,微細・随増・随遂・随縛であるという定義が諸論書において見られる.その随縛について,『大毘婆沙論』では,随眠が随縛と説かれるのは,①相続身は常に随眠の得*に縛られる,②その得の力が強い(習気堅牢),③その得は未来に随

眠の生起をもたらす,④その未来に生起する随眠は,相応に基づいて随増する随眠(相応縛)である,⑤「得随眠」と呼ばれる「得」は心相応法ではない,という点から定義される,と述べられている.このように,五つの理由によって,随眠は随縛と言われるが,上述の議論における随縛とは,対象因(所縁)に基づいて随増することと,相応に基づいて随増することであるので,両箇所の随縛という語の意味に差異がある.従って,議論における随縛という語は随眠の定義における随縛と同義ではないと思われる.(*説一切有部の学説において,六ないし九十八随眠とされるものは煩悩法に他ならないので,随眠の得とは煩悩の得であると思われる.)(『品類足論』(大正26,702a,24-26);『大毘婆沙論』(大正27,257a,26-257c,4);加藤宏道[1982]44).また,随眠の定義について,諸論書には,若干錯綜がある,と加藤宏道氏は指摘する.

- ²³ 真諦訳では「經部師説此義非證。」(大正29, 253a, 12) という文が見られるが, 普光注では「大衆部す。」(大正41, 292b, 3) とされている.
- ²⁴ P 278.11-13.
- ²⁵ P 278.18-24.
- 26 加藤純章[1976] 60.
- ²⁷ 『順正理論』(大正29, 597c, 9-10).
- ²⁸ 『順正理論』(大正29, 597c, 17-18).
- ²⁹ 『順正理論』(大正29, 597c, 18-22).
- ³⁰ 如契經説:「有色隨眠。若覺,若思便隨增故。」(『順正理論』大正29, 597c, 24-25).
- 31 『順正理論』(大正29, 597c, 21-26).
- 32 謂有經言:「【問】汝今何故喬答摩所修梵行耶?【答】爲求斷故。【問】求斷何法?【答】 斷貪、瞋、癡及三結等。」(『順正理論』大正29,598a,1-3). 同箇所で,この経典の「貪・瞋・癡及び三結等が断たれる」という記述は「欲貪纏は随眠と共に断たれる」と述べる経典の記述とは矛盾していることも,衆賢によって指摘されている(『順正理論』大正29,598a,6).
- 33 『順正理論』(大正29, 597c, 26-27)。
- 34 又即彼經言:「并隨眠斷」者,顯欲貪纏無餘盡義。謂斷八品修所斷時,一品隨眠猶能隨縛。 爲顯體斷説「正遣除」。「并隨眠斷」言顯隨縛皆盡。(『順正理論』大正29,598c,10-12).
- 35 『順正理論』(大正29, 598c, 13-16).
- vaibhāṣika-nayena paryavasthānam evānuśayaḥ / vātsīputrīya-nayena prāptir anuśayaḥ / sautrāntika-nayena bījam / (Yw 442.28-29).
- ³⁷ sānuśayaṃ sānubandham ity arthaḥ* iti/ kāma-rāgasyānubandho 'nuśaya-śabdenoktaḥ / anubandhaḥ punaḥ kleśāntarasyotpādānukūlyenāvasthānam / anuvṛttir vā anuśayaḥ / sānuśayaṃ prahīyate na punar anuvartate saṃkleśa ity arthaḥ / (Yw 443.8-11). (*Ywは, arthādとなっているが、ここでは、『倶舎論』本文の写本によって訂正した. (arthaḥ Ms, P, Cd; arthād D, Cz(~ 故), Td(don yin pa'i phyir), Tp(don yin pa'i phyir), Yw, Yd).
- ³⁸ aupacāriko vā sūtre 'nuśaya-śabdaḥ / upacāre bhava aupacārikaḥ / kutrāupacārika ity āha / prāptau / mukhya-vṛttyā paryavasthāne 'nuśaya-śabdo vartate / upacāreṇa tu prāptau / tasyānuśaya-hetu-bhāvāt / (Yw 443.11-13).
- ³⁹ 以契經説:「幼穉童子嬰孩眠病,雖無染欲而有欲貪隨眠隨増」。『順正理論』(大正29,597c,1-3). この経典の出典は不明だが,後に『大母経』とされている.(赤沼智善[1937] 1062, n.17).
- ⁴⁰ 『順正理論』(大正29, 598c, 1-7).
- 41 『順正理論』(大正29, 599b, 10-13).
- ⁴² 『集異門足論』(大正26,384c,27). また『集異門足論』(大正26,421c,6),『法蘊足論』(大正26,497a,6;506a,24;507a,9;511b,3;512c,10),『品類足論』(大正26,702b,15), 『発

智論』(大正26,928b,6;1023c,18),『大毘婆沙論』(大正 27,113a,23;226b,17)等を参照..

- ⁴³ 『集異門足論』(26, 372b, 12; 394a, 20; 425c, 25). また『集異門足論』(大正26, 367a, 26; 383a, 4), 『法蘊足論』(大正26, 481a, 5; 500c, 12; 512b, 13), 『識身足論』(大正26, 531b, 16-532c, 29), 『品類足論』(大正26, 717b, 16; 719a, 26; 719b, 3), 『発智論』(大正26, 1022b, 19-1022b, 22), 『大毘婆沙論』(大正 27, 243c, 27; 934b, 16; 934a, 26)等を参照.
- 44 『法蘊足論』(大正26, 500c, 19-20).
- 45 『識身足論』(大正26, 531a, 27-532c, 29).
- 46 以上のような解釈は『倶舎論』と一致している(P 309.1-313.8).
- 47 『大毘婆沙論』(大正27, 242b, 22-25).
- 48 『大毘婆沙論』(大正27, 245c, 24-29).
- ⁴⁹ 『阿毘曇心論』(大正28, 817b, 10-14);『阿毘曇心論経』(大正28, 847b, 1317). また,『品類足論』「弁五事品」の別本と思われる『阿毘曇五法行経』(大正28, 1000c, 5-8)と『薩婆多宗五事論』(大正28, 997b, 12-14)においても八纏説が述べられている(西村実則[1983] 9). その中に,「纏」の相応語は,『阿毘曇五法行経』では「従起」,『薩婆多宗五事論』では「纏繞安住」,とされている.
- 50 『大毘婆沙論』大正27, 242b, 22-25;『雑阿毘曇心論』(大正28, 904a, 22);『阿毘曇甘露味論』(大正28, 972b, 16-17);『入阿毘達磨論』(大正28, 984b, 6-7).
- 51 「十小煩惱是説纒。一、瞋 (=念),二、自罪怖 (=覆),三、睡,四、眠,五、調(散乱,掉挙),六、戲(後悔,悪作),七、慳,八、嫉,九、無慚,十、無愧。」(『阿毘曇甘露味論』大正28,972b,16-17).また,別の箇所では,「十煩悩大地」を述べた直後に,「十小煩悩地」という煩悩法が述べられている.即ち,「十小煩惱地,[謂]瞋、優波那、不語、波陀舍、摩夜、舍恥、慳、嫉、慢、大慢。」(『阿毘曇甘露味論』大正28,970b,29-970c,1).両者の分類は一致していないので,「十小煩悩」は,「十小煩悩地」ではないことが分かる.しかし,「小煩悩」という語は,以上の箇所以外には使われていないので,サンスクリット原語の推測は困難であろう.
- 52 『阿毘曇心論』・『阿毘曇心論経』・『雑阿毘曇心論』で使われる随眠・随煩悩・纏の対応語は次の通りである.

論書名 対応語	『阿毘曇心論』	『阿毘曇心論経』	『雑阿毘曇心論』
随眠	使	使	使
随煩悩	上煩悩	起煩悩	上煩悩
紗廛	使垢	彩塞	纏

- 53 「或有欲令是使性, 彼記有八纒。」『雑阿毘曇心論』(大正28, 904c, 24-25).
- 54 『順正理論』(大正29, 646a, 8);『顕宗論』(大正29, 907b, 9).
- 55 この論点については,他の論文に譲る.
- 56 kleśo 'pi(Cd(煩惱亦), Cz(根本煩惱亦), Td(nyon mongs pa yang), Tp(nyon mongs pa yang); kleśāpi Ms 訂 正 後 , kleśāpi hi Ms 訂 正 前 ; kleśā apīhi P, D) paryavasthānaṃ, kāma-rāga-paryavasthāna-pratyaya-duḥkham iti sūtre vacanāt / (P 312.10). 一方,Sphuṭārthāは,この文を他の箇所において引用している(注59を参照). また,この引用文の出典は『雑阿 含経』第977経(大正2, 253a, 9-10)と『別訳雑阿含経』第211経(大正2, 452c, 1-3)であるが,対

応するパーリ語経典(SN IV, XXXVI.21 *Sivaka*, 230.1-231.15)には, この引用文は見当たらない. ⁵⁷ 『順正理論』(大正29, 646a, 6-12);『顕宗論』(大正29, 907b, 7-13).

58 有古師言:「若法不具滿『煩惱』相名『隨煩惱』。如月不滿,得『隨月』名。」然諸隨眠名爲煩惱,即此(=隨眠)亦得「隨煩惱」名。以是(=隨眠)圓滿煩惱品故。由此,故説即諸「煩惱」有結、縛、隨眠、隨煩惱、纏義。所餘染汚心所行蘊隨煩惱起,隨惱心故,得「隨煩惱」名,不得名「煩惱」。以闕圓滿煩惱相故。(『順正理論』大正29,645b,22-28;『顕宗論』大正29,907a,20-26).

⁵⁹ ta evānuśayāḥ punar yāvat paryavasthāna-bhedena pañcadhā bhittvoktā iti / ta evānuśayā āsravādibhedena caturdhoktāḥ / saṃyojana-bandhanānuśayopakleśa-paryavasthāna-bhedena punaḥ pañcadhā bhittvoktāḥ sūtre 'bhidharme ca / nanu cānuśaya-vyatiriktāny āhrīkyādīni paryavasthānāni nirdiśyante / katham idam ucyate "anuśayā eva paryavasthānāni" iti / satyaṃ bhavanti tadvyatiriktāni / avyatiriktāny api tv iṣyante / tathā hi vakṣyati / kleśo 'pi* paryavasthānam / kāmarāga-paryavasthāna-pratyayaṃ duḥkhaṃ pratisaṃvedayata iti sūtre vacanād iti / (Yw 489.1-8) (*Ywは、kleśo 'pi hiとなっているが、ここでは、『俱舎論』本文の写本によって訂正した.注56を参照。)

60 このような過失は,『俱舎論』に述べられる「同じそれら(六ないし九十八)随眠は,スートラにおいて,世尊によって三漏として説かれた」という記述にも当てはまる.即ち,随眠を三漏として考えると,その三漏(欲漏・有漏・無明漏)の内,欲漏とは,九十八随眠説の中の欲界に属す三十一随眠と十纏である.しかし,九十八随眠には纏が含まれていないので,十纏を含む三漏は随眠として説かれるべきではない.(P 306.2-3; 306.6-307.1).
61 その前後の文脈を理解しやすくために,全文を次に引用する.

隨眠既已説, 隨煩惱云何?

頌曰:隨煩惱此餘 染心所行蘊

論曰:能爲擾亂故名「煩惱」。隨諸煩惱轉,得「隨煩惱」名。

有古師言:「若法不具滿煩惱相名『隨煩惱』。如月不滿,得『隨月』名。」

然諸隨眠名爲煩惱,即此(=隨眠)亦得「隨煩惱」名。以是(=隨眠)圓滿煩惱品故。由此,故説即諸「煩惱」有結、縛、隨眠、隨煩惱、纒義。所餘染汚心所行蘊隨「煩惱」起,隨惱心故,得「隨煩惱」名,不得名「煩惱」。以闕圓滿煩惱相故。(『順正理論』大正29,645b,19-28;『顕宗論』大正29,907a,17-26).

〈参考文献〉

赤沼智善 [1937] 「『順正理論』和訳」『国訳一切経』毘曇部29,東京:大東出版社. 池田練成 [1980] 「〈百八煩悩〉説成立の意義」『曹洞宗研究員研究生研究紀要』12、 36-52(L). 池田練太郎 「『倶舎論』随眠品における煩悩論の特質」『仏教学』7,119-140. [1979] 「不定法(aniyatā dharmāh)の概念――『倶舎論』作者の意図――」 [1980] 『印度学仏教学研究』56(28-2), 207-211. 「随眠のはたらき」『仏教学研究』38,28-58. 加藤宏道 [1982]

加藤純章	[1990]	「随眠——anuśaya——」『仏教学』28, 1-32.
	[1976]	「経部師シュリーラータ(一)」『仏教学』1,45-65.
桜部建	[1955]	「九十八随眠説の成立について」『大谷学報』127(35-3), 20-30.
	[1996]	『存在の分析〈アビダルマ〉』(仏教の思想2)1969初版,東京:
		角川書店,1967年初版(東京:中央公論社).
佐々木現順	[1975]	「煩悩の本質」『煩悩の研究』,東京:清水弘文堂,72-128.
タンソウチャイ	[2001]	「説一切有部におけるupakleśa・kleśa・paryavasthānaの関係――『倶
		舎論』「随眠品」を中心として――」(『仏教文化研究論集』5に
		所収予定).
西村実則	[1974]	「kleśaとanuśaya」『印度学仏教学研究』45(23-1),150-151.
	[1983]	「有部の法体系における善法――大善地法考――」『大正大学綜
		合仏教研究所年報』5,1-22.
	[1990]	「『倶舎論』にみる「煩悩」「随眠」「随煩悩」」『印度学仏教学研
		究』76(38-2), 268-274.
野口真戒	[1986]	「「煩悩」と「随眠」の関係について」『仏教学会報』13,40-42.
三友健容	[1973]	"Anusaya as Conceived in Abhidharma-Buddhism"『印度学仏教学
		研究』43(22-1),32-36(L).

2001.1.10 稿

たん そうちゃい 東京大学大学院博士課程

The Relationship of Anuśaya, Kleśa and Paryavasthāna in the Sarvāstivāda School: With Special Reference to the Abhidharmakośabhāsya

TAN, Saw Chye

The relationship of anuśaya (随眠), kleśa (煩悩), paryavasthāna (纏) and upakleśa (随煩悩) is mentioned twice in the Anuśaya-nirdeśa of the Abhidharmakośabhāṣya. The first place mentions the relationship of anuśaya, kleśa and paryavasthāna and the second mentions that of upakleśa, kleśa and paryavasthāna. This article focuses only on the former relationship.

It has been reported by Profs. Ken'yō Mitomo, Minori Nishimura and Genjun Sasaki that the words anuśaya, kleśa, and paryavasthāna are used as synonyms in Sarvāstivāda texts. However, this does not seem to hold good for the concept of eight or ten paryavasthānas of this school. This article aims at investigating this problem.

In the Anuśaya-nirdeśa of the Abhidharmakośabhāṣya, the word anuśaya is used in three meanings. Two of them are found in sūtra-exegesis, and one is found in the context of the school's theory of six or ninety-eight anuśayas. The first two meanings are (i) anubandha of kleśa or (ii) prāpti of kleśa. The third meaning is kleśa. However, the Abhidharmakośabhāṣya does not explain to which contexts the first two meanings can be applied. As a result, the Nyāyānusāra-śāstra (『順正理論』) mentions that the first two meanings do not always hold true for the explanation of sūtras.

On the other hand, paryavasthāna is used only in the sense of kleśa in the early śāstras. Its definition changes after the establishment of the eight-paryavasthāna-theory in the Abhidharma-prakarana-śāstra (『品類足論』). The number of paryavasthānas has changed to ten by the stage of the Abhidharma-mahāvibhāṣā-śāstra (『大毘婆沙論』). The two theories are preserved in two currents of later śāstras, up to the Abhidharmakośabhāṣya. But both are recorded in the Abhidharmakośabhāṣya and later śāstras without discussing their relative merits. The paryavasthānas are said to be "minor defilements," upakleśa, or a group of upakleśas as time goes on. This provides a more precise definition. Unfortunately, the development of the meaning of paryavasthāna into a completely new theory is not completed, perhaps because the school wished to avoid a possible conflict with the old meaning of paryavasthāna in the sūtras.

From the above examination, it can be concluded that anuśaya, kleśa, and paryavasthāna are indeed used as synonyms in Sarvāstivāda texts. However, at the same time, anuśaya is used to mean (i) anubandha of kleśa or (ii) prāpti of kleśa, while paryavasthāna is used to mean (i) "minor defilements," (ii) upakleśa, or (iii) a group of upakleśas in different stages of the development of the school.